# 令和7年度償却資産(固定資産税) 申告の手引き

百理町

# 申告をしなければならない方

令和7年1月1日現在において、亘理町内に事業の用に供する資産を所有してい る方です。また償却資産を他人に賃貸している方も含まれます。

※【令和6年度償却資産申告書を提出された方】

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間で、資産の取得による増加や除却等によ る減少のあった場合や、前年度までの申告において申告漏れがあったときは申告してください。

また、資産の増減がない場合も「増減なし」と記入のうえ必ず提出してください。

※【新たに償却資産申告書を提出される方】

○新たに事業を開始されている方
○前年度に申告されなかった方

# お知らせ

インターネットを利用した固定資産税(償却資産)の電子申告(地方税ポータルシステム・エル タックス)でも申告を受け付けます。電子申告、事前手続き等の詳細はエルタックスホームページ http://www.eltax.jp/ でご確認ください。

# 提出期限・提出先

提出期限:令和7年1月31日(金)

提出先・問い合わせ:

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地

亘理町役場税務課課税班 固定資産担当 TEL:0223-34-1112(直通)

# 1. 償却資産とは

固定資産税の課税客体となる償却資産とは、地方税法第341条第4号の「土地及び家屋以外の事 業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)で その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要 な経費に算入されるもののうちその所得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外の もの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいう。ただ し、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自 動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。|に該当するものをいいます。

なお、この償却資産の範囲は、法人税確定申告書別表16(一)、(二)(減価償却費の計算)又は所 得税確定申告書の償却費の計算欄に記入された資産から固定資産税が課税される家屋、自動車税 及び軽自動車税が課税される自動車等を除いたものにおおむね一致します。

# 〔償却資産の種類〕

区分	種 類	資 産 例
1	構築物および建物附属設備	構 築 物 受・変電設備、ネオンサイン、広告設備、構内舗装、門、塀、防火水槽、 屋外排水溝、庭園その他土地に定着した土木設備等 建 物 附 属 設 備 造作設備及び建物附属設備等は、固定資産税において通常は家屋に含めて評価いたしますが、次に掲げるものは、償却資産として取り扱います。 (1) 建物の所有者以外の者が施工した事業用造作設備及び建物附属設備等 (例) 貸店舗における店内造作設備、照明設備、給排水設備等 (2) 建物の所有者が施工した設備であって、次に掲げるもの。 ○工場における動力源としてのボイラー、動力配線、発電、変電設備等 ○冷凍製氷業の冷凍、冷蔵設備等(配管含む) ○サービス業務用の据付式厨房設備、洗濯設備等 ○精密機械工業、フィルム製造業における温湿度調整設備、集塵設備等
2	機 械・装置	工作機械、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工機械、太陽光発電設備等
3	船 舶	貨物船、油そう船、はしけ、曳船、釣船、ボート、漁船等
4	航 空 機	飛行機等
5	車両・運 搬 具	大型特殊自動車(小型特殊は除く)、その他運搬車等(ただし自動車税・軽自動車 税の対象となるものは除く。)
6	工具・器具・備品	ドリル、カッター、万力等工具、机、パソコン、その他の事務機、 理容美容器具、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、ルームエアコン等

# 2. 申告についての注意事項

## (1) 法人税又は所得税が課されない者が所有する資産

法人税又は所得税を課されない者が所有する資産であっても、法人税法又は所得税法の 規定により、本来、減価償却が認められる資産であれば、課税の対象となります。

#### (2) 遊休・未稼働資産

現在稼働していないが有形固定資産として本来の機能を喪失していないもので、いつでも事業の用に供しうる状態にあるものは、償却資産に該当します。

### (3) 簿外資産

帳簿に記載されていない、いわゆる簿外資産で事業の用に供することができるものは、償却資産に該当します。

#### (4) 償却済資産

すでに減価償却が終わって、残存価額のみが計上されている資産で事業の用に供しているものは償却資産に該当します。

#### (5) 建設仮勘定の資産

建設仮勘定で経理中の資産であっても、賦課期日現在にその一部が完成し事業の用に供 しているものについては、その事業の用に供している部分が償却資産に該当します。

### (6) 建物附属設備〔参考資料1〕

事業用の建物の附属設備について、固定資産税における家屋の評価に含まれないものは、 償却資産に該当します。

## (7) 家屋の附帯設備に係るみなし規定の取扱い〔参考資料2〕

家屋の所有者以外の者が取り付け、かつ、付合により当該家屋の所有者が所有することとなった附帯設備については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産に限り、

- ①当該取り付けた者をもって当該附帯設備の所有者とみなし(=「みなし所有」)、
- ②当該附帯設備のうち、家屋に属するものを償却資産とみなし (= 「みなし償却資産」)、 固定資産税を課税することとなります。

# (8) 耐用年数1年未満、取得価額20万円未満の償却資産等

当該資産の取得に要した経費の全部が一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、一括して3年間で均等に償却を行う事を選択したもの等は、原則として、課税客体にはなりません。

#### (9) 評価に用いる減価率

償却資産の評価は、いわゆる定率法による減価率を用いることになっております。したがって、法人税又は所得税における減価償却とは必ずしも一致しません。定額法償却を採用している場合は定率法償却により換算してください。

#### (10) 残存価額に達した資産

減価償却が取得金額の95%以上に達した場合でも、現に事業の用に供している資産は取得価額の5%の額を記載してください。

#### (11) 圧縮記帳の取扱い

税務会計においては圧縮記帳が認められておりますが、固定資産税においては、認めら

れませんので圧縮額も取得価額に含めて計算してください。

#### (12) 特別償却の取扱い

租税特別措置法に基づく特別償却制度のような税務会計の特例については一切固定資産税において採用しておりません。

#### (13) 電算出力について

申告に際してのコンピューターの使用についてこれを認めます。

# 3. 課税標準·税率·免税点等

- (1) 償却資産に対して課する固定資産の課税標準は、令和7年1月1日現在における当該償却資産評価額で課税台帳に登録されたものです。
- (2) 税率は100分の1.4です。
- (3) 償却資産の免税点は課税標準となるべき額が150万円未満となる場合ですが 、課税されるかど うかは評価計算をした結果判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

# 4. 課税標準の特例資産 〔参考資料3〕

地方税法第349条の3及び本法附則第15条の規定に該当する変電、送電施設、ガス事業の製造供給施設等については、固定資産税の軽減を受けることが出来ます。該当資産がある場合は、当該資産明細書の摘要欄に該当条項を記入し、特例該当資産であることを確認できる書類(カタログ等 )を添えて申告してください。

#### ※東日本大震災による被災代替償却資産の特例

地方税法の一部改正により、大震災により減失・損壊した資産に代わる償却資産を令和7年3月31日までの間に被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準が6年度分2分の1の額になります。

#### ※共同利用施設等に係る固定資産税の減額

上記の東日本大震災による被災代替償却資産の特例が被災者と代替取得を行った組合等の人格が相違するため適用されない場合に、町長が定める補助金及び交付金により共同利用施設等を取得若しくは改良を行った時には被災代替償却資産の特例と同じ減額を受けることができます。なお、補助金等で取得したものでも固定資産税の課税対象となりますので、申告していただくことになります。詳細は税務課までお問い合せください。

# 5. 不申告又は虚偽の申告

後日の調査により申告をしなかったり、申告の内容が虚偽であったような場合には不足税額が追徴されます。また、地方税法第385条(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)により 、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、または同法第386条(固定資産に係る不申告に関する過料 )により10万円以下の過料を科せられます。

# 6. 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願い 致します。

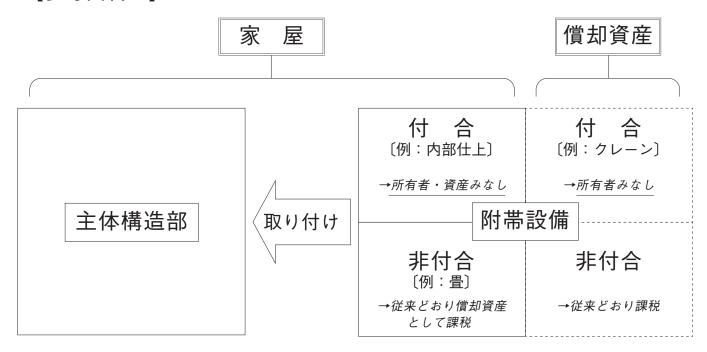
# 【参考資料1】

# 建築設備の償却資産と家屋の区分表

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	原則として家屋に含めるもの
	変電設備	変電設備(配線を含む)	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機附属設備 (配線を含む)	
	中央監視制御装置	中央監視制御装置(配線を含む)	
	電灯、照明設備	ネオンサイン、投光機	照明器具、配分電盤、電灯配線
電気設備	電力配線設備	工場用動力配線	スイッチ、開閉器、動力配線
	電話設備	交換機電源装置	配線、配管
	インターホン設備	マイクロホン、拡声器	配線
	火災報知装置	屋外のもの	屋内のもの機械、配線
	拡声装置	マイクロホン、拡声器、増幅器、	
		時計配電盤、充電器、時報時計、	配線
	電気時計設備	モーターサイレン	
# → = 1. #	/₩ <b>∳</b> ∆ ≘л /#	メーター、屋外配管、	#J 25
ガス設備	供給設備	生産事業用設備一式	配管
	水源	井 戸	
	揚水設備	   独立高架水槽	揚水ポンプ、モーター
給排水設備	水処理設備	屋外給排水配管・受水槽	沈殿、ろ過設備
	給水設備		受水槽、止水栓、ポンプ、配管
	排水設備	生産事業用設備一式 	排水ポンプ 配水管
	<b>巴託</b>	湯沸器、貯湯槽、バーナー	
給湯設備	局所式給湯法	ボイラー(事業用)	ボイラー、貯湯槽
	中央式給湯法	独立煙突	
衛生設備			浴槽、シャワー、手洗器、浄化槽
ン水 八/ 号/V /##		十 7 / 7:11 : 24 / 1 59	消 火 栓 設 備
消火設備		ホース、ノズル、消火器	スプリンクラー
換気設備			換気扇、ベンチレーター
<b>公应百凯供</b>		パッケージエアコンデショナー	ギノニ 附屋記供 ふても
冷暖房設備		ウインドクーラー、恒温恒湿設備	ボイラー、附属設備、ペチカ
避雷設備			避雷設備
軍機製件		ベルトコンベア	エレベーター
運 搬 設 備			エスカレーター
	劇場用設備		舞台装置     固定椅子
その他の	自動扉設備		自動扉設備
特殊な設備	簡易間仕切	簡易間仕切	
	厨房設備	厨房設備	

<sup>(</sup>注) この表は、一般的な設備について区分したので、ここに記載されていない設備で不明の点は係までお問い合わせてください。

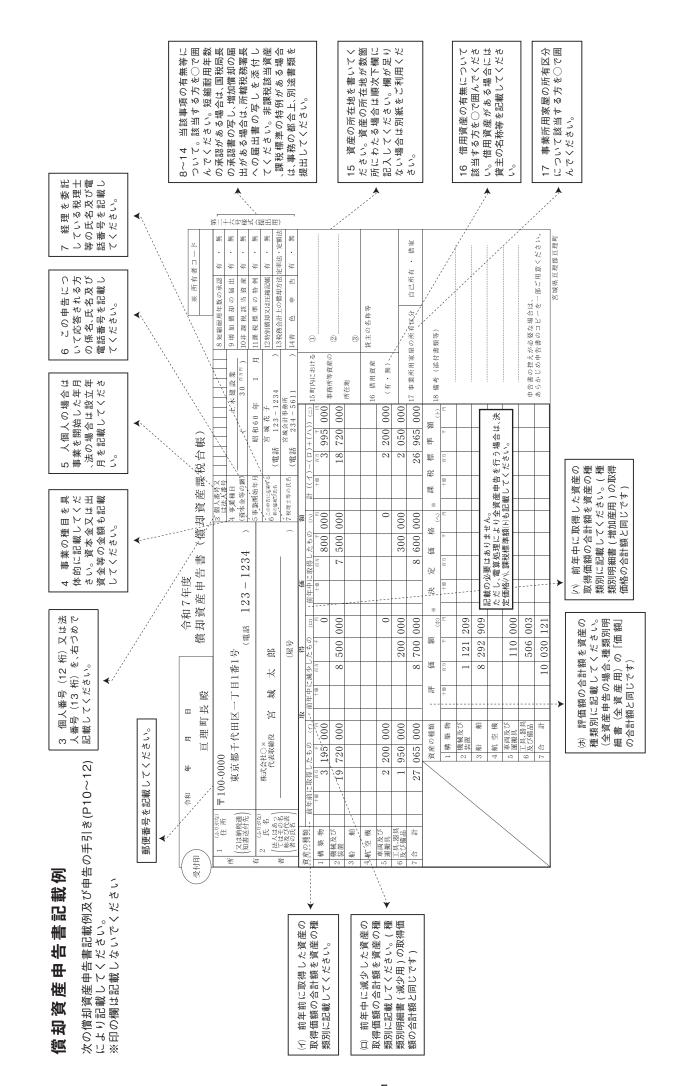
# 【参考資料 2】



# 【参考資料 3】

課税標準の特例

設備の種類	特例適用期間等	適用条項	添 付 書 類
 	新設後5年度分 価格の 3 5		
· 文· 电· 州· 貝· 庄·	その後5年度分 / 3	地 方 税 法第 3 4 9	
	新設後5年度分 価格の 3	条 の 3 第 1 項	通商産業局長の認可書の(写)
	その後5年度分 / 2		应问注来问及V2000日目V2(子)
     ガス事業資産	新設後5年度分 価格の 3	- 〃 第3項	
刀刀事未負性	その後5年度分 / 2	7 MOA	
中小企業等共同利用設備	新設後3年度分 価格の 2	∥ 第4項	法人税申告書別表 16 (減価償却の 償却額計算に関する明細書) のう ち該当資産の特別償却額が記入さ れた部分の(写)
この他にも、特例の	適用される資産があります。	詳しくは係まで	ぎお問い合せください。



# きた 蛐 書の記 **二** 種類別

5 獭 뫲 常 4 串 患 က 2. 機械及び装置 1. 構築物 産の種類

工具・器具及び備品

9

車両及び運搬具

- 資産の名称及び規格等を記載してください。 産の名称等 0
  - アラビア数字で記載してください。 数

命 ৽

屈 函

0

- 運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産を事業の用に供す 5. 令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。 3. 昭和、4. 平成、 賞却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、 資産を実際に取得した年月を記載してください。年号については、1. 明治、2. 大正、 皿 魯 囯 卅
- 法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められてお るために直接要した費用を含む。)を記載してください。また、
  - 当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。 りませんので、

減価消却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる耐用年数を記載してください。

数

什

Щ

虐

0

- 平成20年度までに申告されなかった資産を今年度新たに申告される場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表 第二に掲げる改正前の耐用年数を記載してください。 (機械及び装置) のうち、 資産の種類2
- (P14)の減価残存率表に掲げる耐用年数に応じる減価残存率を記載してください。 申告の手引き 揪 存 账 自 減

# 種類別明細書記載例

0

次の種類別明細書記載及び申告の手引き(P13~16)により記載してください。

鶭 全 世 鶭 口口 严 删 湽 油 類別 厘 種類別明細書(増加資産・全資産用) 1 П 井 恤 占

谷

李

有

田

世

0			_		_	112		7				
1201715		薩大				代替						
9	枚	増加事由	_	1.2	7.0	3.4	3.4	L				
	株式会社〇X 1	(v) **課税標準 **				(*) **課税標準 **					正価名()、 誅兄(崇年徴(で)も記載してくだら	
		(ם)	-	6		01	31					
		減価残存案	-	0.929		0.840	0.78					
		両用年数	Œ	15		9 (	4					
		価額	南方 千	800:00		2 500 000	300 000					
		取得	+4		-							
		月月月	+	4	1	∞	10					
		取得年		D		D	5					
		数 == ==		1 5		1 5	1 5					
						-						
		排										
		秦										
		名										
		6										
		選		71/5		7						
		Ķ≡(		湯舗李		m \	7					
1				駐車場舗装	-	油圧ショベル	パンコン					
,		"/_			-							
		資産コー										
		行 番 号資産の種類	Ř		,	02	03					
_					_			J				

- ド……新規による異動については記載する必要はありません。ただし、修正のときは別添種類別明細書の資産番号を必ず記載し、修正を必要とする欄のみ 記載してください。 資産コー  $\bigcirc$
- 増加事由……… 1.新品取得、2.中古品取得、3.移動による受入れ、4.その他のいずれかに該当する番号を○で囲んでください。  $\bigcirc$
- 価額は次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。 0

0

- 取得価額X半年慣却における減価残存率(申告の手引 Þ14 の減価残存率表中の⑤の欄) 前年中に取得した資産
- 取得価額×半年償却における減価残存率×1年償却における減価残存率(表中®の欄) n-l 前年前に取得した資産

(注) nは、当該償却資産を取得した日から前年までの経過年数をいいます。

	枚のうち	ш				
	枚の	1 枚	12	採		
			F	347		
	各					
	华	×				
	有	株式会社〇X	1	無		
( E		株				
田田	所		び医分	1全部	1) 2	1) 2
连			減少の事由及び区分	売却 2滅失 1全部 移動 4その他 2一部	1 ② 3 · 4 ① 2	11 (2) 3 · 4 (1) 2
渱				1 - 63		1 (2)
÷)				<u>全数</u> 年度	5 12	9
減			decr	領	∓ ⊞ <b>500</b> 000	200 000
			Į	<b></b>	百万 8 500	700
<b>#</b> III				や	+億:	
簅				<del></del>		
田			取得年月	等年 月	4 21 12	1 24 6
別			数	画	1 4	1 4
類						
揮			1	₩		
	*			校		
	<u></u>		1	₩		
	]			6		
	П		200	何	ラジ	
令和 7 年度	神		,	<b>Y</b> =1	油圧ショベル	パンコン
和 7	f 有		,	1	D	2
÷ <\₽	刑		2	抹消コー		
			資産	街 号の種類	01 2	02 6

資産番号(抹消コード)……別添種類別明細書の資産番号を記載してください。  $\circ$ 

0

減少の事由及び区分……当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。

第二十六号様式別表二(提出用)

2. 種類別明細書(減少資産用)

#### 第26号様式記載の手引き

#### 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者が、地方税法(以下「法」という。)第383 条又は第745条第 I 項の規定により、市町村長又は都道府県知事へ、当該償却資産の申告をする場合に 使用するものです。
- (2) 償却資産の申告は、「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」の3種類を1組として提出することになります。
- (3) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」は、提出用の1枚のみとなっておりますので、控えが必要な場合は、あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

また、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」、「種類別明細書(減少資産用)」は、それぞれ2枚複写となっており、I枚目は提出用、2枚目は控用ですので、提出用を提出してください。

#### 2 記載の手引き

償却資産申告書は、次によって記載してください。

(1) 「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
※所有者コード	記載する必要はありません。	
1. 所有者及び納税通 知書送達先の住所	住所及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合は、ビルの名 称階数及び部屋番号を記載してください。	所有者の住所は主たる事務所等 の所在地を記載することになり ますが、それ以外の事務所等で 固定資産税に関する事務を行っ ていれば、当該事務所等の所在 地を納税通知書送達先の住所欄 に記載してください。
2. 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び 代表者の氏名を記載し、社印及び代表者印を押 印してください。 屋号があれば記載してください。	
3. 個人番号又は 法人番号	個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を、右づめで記載してください。	
4. 事業種目(資本金等 の額)	事業の種目を具体的に記載してください(例えば土木建設業、自動車販売業等)。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、 主たる事業種目を記載してくだ さい。
5. 事業開始年月	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場 合は当該法人の設立年月を記載してください。	
6. この申告に応答する 者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名 及び電話番号を記載してください。	
7. 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話 番号を記載してください。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
8. 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「承認 通知書」の写を添付してくださ い。
9. 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第 133条の規定により、税務署長に増加償却の届 出を行っている資産の有無について該当する方 を○で囲んで下さい。	「有」に該当する場合は「届出 書」の写を添付してください。
10. 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、事務の都合上、別途書類を提出していただく場合があります。
11. 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、事務の都合上、 別途書類を提出していただく場合があります。
12. 特別償却又は圧縮 記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13. 税務会計上の償却 方法	税務会計上の償却方法について、該当する方 を○で囲んでください。	
14. 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告 の有無について該当する方を○で囲んでくださ い。	
15. 町内における事業 所等資産の所在地	亘理町内における事業所等資産の所在地を記載してください。 また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1か 所だけでその所在地が「1住所(又 は納税通知書送達先)」と同一の 場合には、本欄の記載の必要は ありません。
16. 借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	
17. 事業所用家屋の所 有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方 を○で囲んでください。	
18. 備考(添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ①「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届 出書の写」等、添付した書類の名称	

欄	記 載 の し か た	留意事項
	②非課税、課税標準の特例が適用される資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり、かつその価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項 ⑥前年度から資産の増減等がない場合は「増減なし」と記載	
取得価額前年前に取得したもの(イ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書の(ニ) の欄の額と同じです。
前年中に減少したもの(口)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この欄の合計額は種類別明 細書(減少用)の取得価額の 合計額と同じです。
前年中に取得したもの(ハ)	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この欄の合計額は種類別明 細書(増加資産用)の取得価 額の合計額と同じです。
計((イ)ー(ロ)+(ハ)) =(二)	((イ)前年前に取得したもの)ー((ロ)前年中に減少したもの)+((ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	全資産申告の場合は、種類別 明細書(全資産用)の「価額」 の合計額と同じになります。
※決定価格(^)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、「評価額(ホ)」の合計と同じになります。	
※課税標準(ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、種類別に記載をしてください。	全資産申告の場合は、種類別明 細書(全資産用)の「※課税標準額」 の合計額と同じになります。

# (2) 「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	同封した償却資産申告書に記載されている所 有者コードを記載してください。	今年初めて申告される方は必 要ありません。
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資 産用)」について、3枚のうち2枚目というよう にページ数を付けてください。	
資産の種類	「1. 構築物 」、「2. 機械及び装置 」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運送具」、「6. 工具、器具及び備品 」の資産の種類に対応する 1から6までの数字を記載してください。	
資産番号	この欄の記載を必要とする場合は、別添の資 産コード表によって記載してください。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
数量	資産の数量を記載してください。	
取得年月(年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額(イ)	当該資産の取得価額を記載してください。 なお、「取得価額」は、償却資産を取得するための通常支出すべき金額(当該償却資産の引取 運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、 据付費その他当該償却資産を事業の用に供する ために直接要した費用を含む。)をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、 いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価 上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については、「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
耐用年数	資産の種類2(機械及び装置)のうち、平成20年度までに申告されなかった資産を今年度新たに申告される場合は、減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第二に掲げる旧耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。	短縮耐用年数を適用している 場合は、必ず「耐用年数の短縮承 認通知書」の写を添付してください。
減価残存率 (口)	下記の減価残存率表により耐用年数に応じる 減価残存率を記載してください。	

# 

		用		戋 存 率	耐	用	減価残存率				支 仔 平
		数	前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの	年	数	前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの	年 数	前年中 A 取得のもの	前年前 B 取得のもの
	2		0.658	0.316	3	5	0.968	0.936	68	0.983	0.967
	3		0.732	0.464	3	6	0.969	0.938	69	0.983	0.967
	4		0.781	0.562	3	7	0.970	0.940	70	0.984	0.968
	5		0.815	0.631	3	8	0.970	0.941	71	0.984	0.968
	6		0.840	0.681	3	9	0.971	0.943	72	0.984	0.968
	7		0.860	0.720	4	0	0.972	0.944	73	0.984	0.969
	8		0.875	0.750	4	1	0.972	0.945	74	0.984	0.969
	9		0.887	0.774	4	2	0.973	0.947	75	0.985	0.970
	10	)	0.897	0.794	4	3	0.974	0.948	76	0.985	0.970
	11		0.905	0.811	4	4	0.974	0.949	77	0.985	0.970
	12	2	0.912	0.825	4	5	0.975	0.950	78	0.985	0.971
	13	3	0.919	0.838	4	6	0.975	0.951	79	0.985	0.971
	14	1	0.924	0.848	4	7	0.976	0.952	80	0.986	0.972
	15	5	0.929	0.858	4	8	0.976	0.953	81	0.986	0.972
	16	6	0.933	0.866	4	9	0.977	0.954	82	0.986	0.972
	17	7	0.936	0.873	5	0	0.977	0.955	83	0.986	0.973
	18	3	0.940	0.880	5	1	0.978	0.956	84	0.986	0.973
	19	9	0.943	0.886	5	2	0.978	0.957	85	0.987	0.974
	20	)	0.945	0.891	5	3	0.978	0.957	86	0.987	0.974
	21		0.948	0.896	5	4	0.979	0.958	87	0.987	0.974
	22	2	0.950	0.901	5	5	0.979	0.959	88	0.987	0.974
	23	3	0.952	0.905	5	6	0.980	0.960	89	0.987	0.974
	24	ļ.	0.954	0.908	5	7	0.980	0.960	90	0.987	0.975
	25	5	0.956	0.912	5	8	0.980	0.961	91	0.987	0.975
	26	6	0.957	0.915	5	9	0.981	0.962	92	0.987	0.975
	27	7	0.959	0.918	6	0	0.981	0.962	93	0.987	0.975
	28	3	0.960	0.921	6	1	0.981	0.963	94	0.988	0.976
	29	9	0.962	0.924	6	2	0.982	0.964	95	0.988	0.976
	30	)	0.963	0.926	6	3	0.982	0.964	96	0.988	0.976
	31		0.964	0.928	6	4	0.982	0.965	97	0.988	0.977
	32	2	0.965	0.931	6	5	0.982	0.965	98	0.988	0.977
	33	3	0.966	0.933	6	6	0.983	0.966	99	0.988	0.977
	34	ļ.	0.967	0.934	6	7	0.983	0.966	100	0.988	0.977

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
価額(ハ)	記載の必要はありません。ただし電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。 ①前年中に取得した資産 取得価額× (A) ②前年前に取得した資産 前年度評価額× (B) ③前年前に取得した資産で新たに課税されるもの 取得価額× (A) × (B) <sup>n-1</sup> (注) 1. (A) 及び (B) は、減価残存率表に掲げる耐用年数に応ずる (A) 欄及び (B) 欄の減価残存率をいいます。 2. n は (評価額を求める年度一取得年次)の算式によって求められる年数をいいます。	増加償却、陳腐化償却又は評価額の補正の適用を受ける資産については通常の控除額にこれらの償却等を行ったことによる控除額を加算して価額を算出してください。
※課税標準の特例(率・ コード)	記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、次の例のように記載してください。 (例)  1/12 の特例 → 112  2/3 の特例 → 203	
※課税標準額	記載する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個別の資産に係る決定価格(償却資産の申告書「決定価格(へ)」欄の額に算入されている額)を記載してください。 なお、課税標準の特例の適用を受ける資産については、当該決定価格に特例率を乗じて得た額を記載してください。	
增加事由	資産が増加したことについて、該当する増加 事由の番号を○で囲んでください。	
摘要	当該資産について、次のような事項を記載してください。	

# (3)「種類別明細書(減少資産用)」の各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留意事項
令和 年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	同封した償却資産申告書に記載されている所 有者コードを記載してください。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(減少資産用)」 について3枚のうち2枚目というようにページ 数を付けてください。	
資産の種類	「1.構築物」、「2.機械及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬具」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する 1 から6までの数字を記載してください。	
資 産 番 号 (抹消コード)	同封した種類別明細書の資産番号を記載して ください。	
資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してく ださい。	
数量	前年中に減少した資産の数量を記載してください。	
取得年月(年号,年,月)	前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。 なお、年号については、1.明治、2.大正、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。	
取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資 産の減少した部分に対応する取得価額を記載し てください。	資産の一部が減少した場合は、 当該資産の減少後の取得価額を 修正として「種類別明細書(増 加資産・全資産用)」にも併せて 記載してください。
耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。	
申告年度	当該資産について最初に申告した年度を記載 してください。	
減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号をそれぞれ○で囲んでください。	
摘要	①該当資産が減少した事由について「1. 売却」にあってはその売却先の名称等を、「2. 減失」にあってはその減失の理由等を、「3. 移動」にあってはその減少の事由等を記載してください。 ②減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には次の例のようにします。 (例)  当初取得価額 50 万円(数量 5) のうち20 万円(数量 2) 分減少 ③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。	減少の区分が「2. 一部」に該当する場合には、減少後の数値(数量、取得価額等)を修正として「種類別明細書(増加資産・全資産用)」にも併せて記載してください。